

## 手配旅行取引条件説明書面

### ◆手配旅行契約

1. この旅行は、株式会社RLH&トラベラーズビレッジ（以下『当社』という。）が手配をする旅行であり、お客様と手配旅行契約を締結することになります。
2. 当社はおお客様の依頼によりお客様のために代理、媒体、取次をすることなどによりお客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他のサービスを受けることが出来るように、手配することを引き受けます。
3. 当社は旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、所定の旅行業取扱料金を申し受けます。

### ◆旅行の申込み

1. 当社はおお客様のご希望により航空券・宿泊券・ホテル件等の手配旅行は所定の申込書及び電話・電子メール・ファクシミリ等の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けます。なお、乗車券及び宿泊券を旅行代金と引き換えにお渡しする場合は、口頭による申込みを受け付けることがあります。
2. 団体・グループ旅行の代表である契約責任者がお申込みの場合は、当社は契約責任者が団体構成者の一切の代理権を有しているとみなします。
3. 当社所定のご旅行申込書に必要事項を記入の上、旅行代金概算の5万円以上は相当額以上の申込金又は金額を添えてお申込み下さい。なお、申込金は旅行代金・取消料の一部といたします。

### ◆通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

1. 当社は当社が提携するクレジットカード会社（以下『提携会社』といいます。）のカード会員（以下『会員』といいます。）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けることを条件に、電話、電子メール、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約（以下『通信契約』といいます。）を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は業務上の理由でお受けできない場合もあります。
  2. 通信契約の申込みに際し、会員は申込みをしようとする「手配旅行の内容」、「出発日」等に加えて「カード会社」、「会員番号」、「カードの有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
  3. 通信契約は、当社がお申込みの受託を電話および郵便で通知する場合はその通知を発した時、電子メール・ファクシミリで通信する場合はその通知が会員に到着した時に成立します。
  4. 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申込出のあった日となります。
-

5. お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済できないときは、当社はお申込みをお断りします。

#### ◆お申込み条件

1. お申し込み時に 20 歳未満の方は親権者の同意所が必要です。
2. 健康を害している方、身体に障害のある方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等その他の特別の配慮を必要とする方はその旨をお申出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。  
なお、お客様からのお申出に基づき、当社がお客様の為に講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
3. その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

#### ◆旅行契約の成立

1. 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
2. 当社は申込金を受けることなく、契約の締結の承諾をする旨の書面をお渡しした場合、ファクシミリの場合は当社が発信した時点、電子メールの場合はお客様に到達した時点で契約が成立します。
3. 団体・グループ旅行の場合、申込金を受けることなく旅行引受書等をお渡しした時に契約が成立します。

#### ◆契約の書面のお渡し

当社は契約成立後速やかに、郵送もしくは電子メールにて予約確認書・旅行条件書・請求書を送ります。団体グループ旅行の場合は、旅行代金見積書・旅行条件書・旅行引受書、請求書をお送ります。

#### ◆旅行契約内容の変更

お客様が契約内容を変更されるときは、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合、旅行代金を変更し、運送・宿泊機関等の取消料その他の変更費用及び当社所定の変更手続料金を申し受けます。

#### ◆旅行契約の任意解除

1. お客様の任意解除  
お客様は以下の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。
    - ① お客様が提供を受けた旅行サービスの費用
    - ② 未提供の旅行サービスに係る取消料その他旅行サービス提供機関の未払い費用
    - ③ 当社所定の旅行業務取扱料金として手配料金・取消手続料金
  2. お客様の責に帰すべき理由による解除
-

- ① 当社はお客様より所定の期日までに旅行代金のお支払いがない場合には、予約を取り消させていただく場合があります。
- ② お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済出来ないときは、当社は旅行契約を解除します。
- ③ ①及び②の場合、次の費用はお客様の負担とさせていただきます。  
既に提供を受けた旅行サービスの費用及び未提供の旅行サービスに係る取消料その他の旅行サービス提供機関の未払い費用並びに当社所定の旅行業務取扱料金として  
の手配料・取消手続料金

3. 当社の責に帰すべき理由による解除

当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

◆旅行代金

1. 当社は、旅行開始前において運送機関等の運賃、料金の改定、為替相場の変動その他の理由により旅行代金の変動が生じた場合、旅行代金を変更することがあります。
2. 団体・グループ旅行の場合、旅行代金の支払期日及び方法は、旅行引受書にて明示します。
3. 当社は、旅行終了後すみやかにお支払旅行代金の精算をします。

◆旅行業務取扱料金

当社旅行業務取扱料金表をご参照ください。

◆海外航空券の変更・取消手続料金

1. 発券後の航空券の旅客名変更は、予約を一旦取消、再予約することになりますので、取消手続料金を申し受けます。
2. 繁忙期の航空券は、お客様にご連絡確認のうえ発券手続きをします。その場合のその後の変更取消は、変更手続料金・取消手続料金を申し受けます。

◆当社の責任

1. 当社は手配旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限りです。
  2. お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与しえない事由により損害を被ったとき、当社はその損害を賠償する責任を負うものではありません。
-

3. 手荷物の損害については、損害発生の翌日から起算して、国内旅行の場合 14 日以内、海外旅行の場合 21 日以内に通知があったときに限り、お客様お一人様当たり 15 万円（当社の故意又は重過失がある場合を除く）を限度とします。

### ◆お客様の責任

お客様の故意、過失により当社が損害を被ったときは、損害を賠償しなればなりません。

### ◆お客様が出発までに実施する事項

#### 1. 旅券・査証について

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得はお客様の責任で行って下さい。また渡航先国に予防接種証明書を必要とされる場合は、当該証明証をお持ちください。

#### 2. 衛生情報について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省～検疫感染症情報ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>」で確認下さい。

※当社ホームページ：「海外感染症・予防接種情報」に同サイトへのリンクがあります。

#### 3. 海外危険情報について

渡航先（国又は地域）によっては外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込みの際に当社より「海外危険に関する書面」をお渡しします（電子メールにて送信）。また「外務省海外安全ホームページ：<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>」でも確認下さい。

※当社ホームページ：「外務省安全情報」に同サイトへのリンクがあります。

### ◆燃料サーチャージについて

燃料サーチャージは、旅行代金には含まれておりません。出発日や利用航空会社等により必要となる場合がありますので、旅行代金と併せて日本円でお支払ください。詳しくは、契約時にご案内申し上げます。

### ◆個人情報の利用目的及び第三者提供について

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させて頂くほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、それら運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、パスポート番号等をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。